



# 自転車による交通違反の罰則強化について

COLUMN

所属弁護士  
崎根 大希



## 2. 自転車の交通ルール

自転車は、道路交通法上、軽車両に分類されています。そのため、歩道と車道の区別がある道路では、原則として車道の左側を通行しなければなりません。例外的に、道路標識などにより、歩道を通行できる場合もあります。その際は車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

また、路側帯の通行については、著しく歩行者の通行を妨げなければ、道路左側の路側帯内を通行することができます。

### これは違反??

スマホを使用しながらの運転が違反であることは、広く知られていますが、以下のような場合も違反もしくは違反になる可能性があります。

### 違反

- 傘を差しながらの運転
- 両耳へのイヤホンの装着

### 違反の可能性有

- イヤホンを片耳に装着したままの運転

傘を差したままの運転は、ハンドル操作やブレーキ操作に大きく影響を与え、事故の危険性が高いため、違反となります。また、イヤホンを装着したまま運転すると、周囲の音が聞こえず、事故の危険性が高いため、両耳にイヤホンを装着している場合は、原則として違反になります。

もっとも、イヤホンを片耳のみ装着している場合や、オープンイヤー型・骨伝導型のイヤホンの場合は、周囲の音が聞こえる状態であるか否か等の事情から違反の成否を判断することになります。

自転車も車両の一種であることを改めて意識し、日頃から交通ルールを守り、安全運転を心がけていきましょう。

令和8年4月1日より、「道路交通法の一部を改正する法律」が施行されます。この法改正は、自転車による交通違反の罰則強化を内容としていますので、今回は、その一部をご紹介します。

## 1. 青切符の導入

今回の改正で、自転車にも交通反則通告制度が適用されます。これは、交通違反をした場合、一定期間内に反則金を納めることで、刑事裁判等を受けずに処理される制度です。この時に発行される交通反則通告書がいわゆる「青切符」と呼ばれるものです。

※青切符の対象は16歳以上の違反者であり、16歳未満の違反者は、原則として指導警告による違反処理となります。

なお、従来どおり、重大・悪質な違反については、いわゆる「赤切符」により、刑事手続が行われます。

### 青切符による処理が行われる場合

青切符の導入後は、違反の内容や態様によって処理が変わります。

### 青切符による処理

悪質・危険な反則行為をしたときや実際に交通への危険を生じさせたとき

—具体例—

運転中のスマホ使用、信号無視、通行区分違反(逆走など)、横断歩行者妨害など

### 赤切符による処理

悪質・危険で、かつ重大な違反をしたときや事故を起こした時

—具体例—

酒酔い・酒気帯び運転  
ながらスマホ運転による事故など

### 指導警告による処理

上記以外の違反をしたとき

—具体例—

歩道でスピードを出して通行したが  
交通事故を起こす危険性が低いときなど



代表弁護士  
下西 祥平



## ご挨拶

弁護士法人共創事務所レターの第15号を発刊させていただきました。2026年になり第1回目になる事務所レターですが、本年は非常に大きな変革の一年になる予感がしています。まずは、国際情勢はまだまだ不安定さを増しつつ、世界の金融相場も変動の大きい状況が続いています。日本においては、総理が変わり、また選挙での結果により、今の社会が必要とするものは何かを考えるきっかけとなりました。

私たちの生活や皆様の企業活動にも直結する変化が生まれる一年になると思います。私たちの使命は其中で適時適切に必要な情報を提供し、不安を解消するリーガルサービスを提供することだと感じています。

さて、本号では、本年1月1日より施行され、既に皆様の企業活動に影響が生じている「下請法改正」について前号に引き続き二井弁護士が解説しています。また、本年4月1日からの道路交通法改正による「自転車の交通違反に対する青切符制度(交通反則通告制度)の導入」について崎根弁護士が解説しています。私たちの日常の中でも一層自転車での交通ルールに気を配る必要がありますので、ぜひご一読ください。

さて、私自身の2年間の経営大学院(MBAコース)も終わりを迎えつつあります。掲載している写真は、2月11日に大学院での最終成果発表会の

時の様子です。私たちは、経済を豊かにするだけでなく、文化・教養の面でも地域に貢献し続け、地域の賑わいから、次世代の豊かな暮らしを創造していかなければならないと考えています。そのため、第一歩の研究成果を発表させていただきました。

こちらについては、また皆様にも成果を共有させていただきたいと思っておりますし、今後、弁護士業務以外の場で連携の可能性を模索していきたいと思っております。今後とも何卒よろしくお願いたします。



## INDEX

COLUMN 下請法の改正について2  
… 担当 二井弁護士

COLUMN 自転車による交通違反の罰則強化について  
… 担当 崎根弁護士



# 下請法の改正について2

令和8年1月1日施行

所属弁護士  
二井 柳至

## 第1.はじめに

前回の事務所レター (No.14) において、下請代金支払遅延等防止法 (以下「下請法」といいます。) が改正され、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律 (略称: 「**中小受託取引適正化法**」、通称: 「**取適法**」。以下、「**取適法**」といいます。) となることをご紹介いたしました。

今回は、前回紙面の都合でご紹介できなかった取適法の規制内容に関する改正についてご紹介いたします。

## 第2. 委託事業者の禁止行為

### 1. 11項目の行為

中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者に対しては、取適法第5条により、以下の11項目の禁止行為が定められています。たとえ、中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れる行為は、取適法違反となるため、注意が必要となります。

#### 第5条第1項に該当

- ① 受領拒否の禁止
- ② 製造委託等代金の支払遅延の禁止
- ③ 製造委託等代金の減額の禁止
- ④ 返品物の禁止
- ⑤ 買ったたきの禁止
- ⑥ 購入・利用強制の禁止
- ⑦ 報復措置の禁止

#### 第5条第2項に該当

- ⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑩ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
- ⑪ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

今回は、上記11項目の禁止事項の中でも、特に②製造委託等代金の支払遅延の禁止と⑪協議に応じない一方的な代金決定の禁止についてみてみようと思います。

### 2. ② 製造委託等代金の支払遅延の禁止

(1) 「製造委託等代金の支払遅延」とは、物品等又は情報成果物を受領した日から起算して60日以内に定められた支払期日までに代金を支払わないことを指します。

(2) このような規定が設けられた趣旨は、中小受託事業者の経営の安定を守ることにあります。

つまり、支払期日までに、納入した物品等又は情報成果物の代金の支払いがなされなければ、中小受託事業者の資金繰りがつかず、従業員への賃金の支払いや材料費の支払い等が困難となり、最悪の場合、倒産に追い込まれる可能性が生じます。このような状況を防ぐために、取適法第5条第1項第2号において、製造委託等代金の支払遅延が禁止事項として規定されました。

(3) では、支払期日の起算となる「受領した日」とはどのように考えるのでしょうか。これは、取引の種類によって異なるので注意が必要です。

例えば、製造委託又は修理委託の場合、「給付の受領」とは、中小受託事業者の給付の目的物を検査の有無にかかわらず受け取り、自己の占有下に置くことを意味します。検査員が出張して検査をする場合は、検査を開始した時点で受領となります。なお、役務の提供委託や特定運送委託には受領という概念はありませんので、支払期日の起算日は、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日ということになります。

(4) 他方で、継続的な取引において、例えば「毎月末日納品締切、翌月末日支払」というような、毎月の特定期日に代金を支払うこととする月単位の締切制度を設ける場合があります。このような制度を設けること自体は問題ありません。ただし、あくまでも

支払期日は、受領日から60日以内ですので、締切日からではないということに注意が必要です。さらに、毎月の特定期日に金融機関を利用して支払うこととしていた場合には、当該支払日が金融機関の休業日に該当することもありますので注意が必要です。

(5) また、中小受託事業者からの請求書の提出の有無にかかわらず受領後60日以内に定めた支払期日までに代金を支払わなければなりませんので、中小受託事業者からの請求書の提出が遅れたというのは支払遅延を正当化する理由になりえず、中小受託事業者との合意があったとしても、支払遅延を正当化することはできませんので、注意が必要です。

### 3. ① 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

(1) 「協議に応じない一方的な代金決定」とは、コスト上昇等が生じた場合に、委託事業者が中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定することを指します。

(2) この規定が設けられた趣旨は、中小受託事業者の利益を守るという点にあります。

つまり、委託事業者が中小受託事業者との交渉力の差に乗じて、代金の額に関する協議に応じず又は対等な協議のために前提となる説明や情報提供を行わず、委託事業者が決定した額を押し付けることは、中小受託事業者の自由かつ自主的な判断を阻害することになるため、取適法第5条第2項第4号は、これを防止することを目的としています。

(3) 同号は、中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合を想定しています。

これは、労務費や原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動の他、委託事業者から従前の代金の引き下げを求められた場合等の事情が含まれます。このような場合には、委託事業者は、中小受託事業者の求めに応じて協議を適切に実施しなければなりません。

例えば、次のような場合には、「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」に該当し、同号に違反する可能性がありますので注意が必要です。なお「決定」には、代金の引き上げ、引き下げだけでな

く据え置くことも含まれます。

ア 中小受託事業者が代金の額の引上げに係る協議を求めたのに、これを拒否・無視し、又は回答を引き延ばす等により、協議に応じないこと。

イ 中小受託事業者が代金の額の引上げを求めたのに対し、合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、当該情報の提示を協議に応じる条件とすること。

ウ 中小受託事業者が合理的な理由を示して代金の額の引上げを求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、中小受託事業者の申し入れた引上げ額の一部を拒み、又は従前の代金の額を提示すること。

(4) もちろん、中小受託事業者からの代金引上げの求めに対して、必ずしも要請された額の全部または一部を受け入れなければならないというわけではありません。しかし、取適法第5条第2項第4号の該当性については、実質的な協議が行われているか否かにより判断されますので、中小受託事業者の求めた事項について必要な説明又は情報提供をせず、一方的に代金の額を決定することは協議に応じない一方的な代金決定に該当します。

そのため、委託事業者において、中小受託事業者からの要請額を受け入れられない場合は、その理由や考え方の根拠を十分に説明する必要があります。

## 第3.おわりに

今回は、取適法に規定されている委託事業者の禁止行為のうちの2項目を紹介いたしました。禁止行為に該当してしまった場合は、公正取引委員会による是正勧告や、その他必要な措置をとるべきことの勧告の対象となり、勧告がなされると原則として、事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等が公表されることになります。また、前回少し触れました委託事業者に課せられた義務に違反する場合には、委託事業者の代表者及び行為者個人、更には会社が刑事罰の対象となります。

その他の禁止事項や注意事項について、気になる事項がございましたら、お気軽にご相談ください。